

連載 知的財産権 ②1 意匠権の基礎知識 4

弁護士
松田 竜



今回は令和2年、3年から施行された改正意匠法について説明します。この連載で、前回までに説明した内容にも改正が行われています。

1.保護対象の拡充(令和2年4月1日施行)

従来、意匠法の保護対象は「物品」に限られていましたが、改正によりアプリ等の「画像」、「建築物」の外観、「内装」デザインについても意匠登録が可能になりました。

2.関連意匠の拡充(令和2年4月1日施行)

従来、一貫したコンセプトに基づくデザインについて、関連意匠の出願は意匠公報の発行前までに限られていましたが、改正により基礎意匠の出願から10年を経過する日前までは可能になりました。

3.意匠権の存続期間

(令和2年4月1日施行)

従来、意匠権の存続期間は登録日から20年間でしたが、改正により出願日から25年間に変更になりました。

4.組物の意匠の拡充

(令和2年4月1日施行)

従来は、組物の部分については意匠登録が認められませんでした。改正により

組物の部分にも意匠登録が認められることになりました。

5.損害賠償算定方法の見直し

(令和2年4月1日施行)

従来は、意匠権侵害の損害賠償額から権利者の生産・販売能力等を超える部分が除かれていましたが、改正によりこれが除かれないことになりました。

6.複数意匠一括出願手続の導入

(令和3年4月1日施行)

従来は、意匠出願毎に願書を作成する必要がありましたが、改正により複数の意匠出願をまとめて出願することになりました。

7.上記のほかにも令和2年、3年から施行された改正項目があります。

この連載で前回までに説明した内容にも改正がされるなど、知的財産の分野も法令の改正が頻繁に行われています。法律的な知識は最新の情報を入手することが重要です。

疑問点や、判断に迷われた点は、弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

人的損害と物的損害は、 時効の時期が異なる場合があります。

苦小牧事務所長 弁護士
中野 正敬



交通事故によって発生する損害は、事故によって車両が損傷した際の車両修理費などの物的損害と、怪我による治療費や休業損害などの人的損害と大きく分けられます。

車両修理費などの物的損害は、車両所有者に発生する損害ですので、車両所有者と運転者が異なる場合には、物的損害を請求する権利は車両所有者に帰属し、人的損害を請求する権利は運転者等の怪我を負った被害者に帰属することになります。この場合には、一つの交通事故によって、異なる権利者に別々の損害賠償請求権という権利が帰属することになります。

それでは、車両所有者と運転者が同一であった場合にはどうなるでしょうか。物的損害も人的損害も同一の被害者に発生していますので、一つの損害賠償請求権が発生することになりますが、物的損害と人的損害とは、被侵害利益が異なるため、物的損害にか

かる損害賠償請求権と人的損害にかかる損害賠償請求権は異なる権利と理解されています。

2020年4月1日施行の改正民法においては、人的損害にかかる損害賠償請求権の短期消滅時効期間が従来の3年から5年に改正されておりますが、物的損害にかかる損害賠償請求権と人的損害にかかる損害賠償請求権が異なる権利であることを前提にすると、短期消滅時効の起算点となる「損害及び加害者を知った時」が物的損害と人的損害とで異なることがあり得ます。

交通事故から長期間経過してから賠償請求に至るということは少ないでしょうが、一般的には、物的損害にかかる損害賠償請求権の方が先に短期消滅時効が完成することになりますので、注意が必要です。

